

## (4) 保育の環境

★★★★★ check     

保育の環境には、保育士等や子どもなどの**人的環境**、施設や遊具などの**物的環境**、更には**自然や社会の事象**などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、**計画的に環境を構成**し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、**自発的**に活動し、**様々な経験**を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の**保健的環境**や**安全の確保**などに努めること。
- ウ **保育室**は、温かな**親しみ**と**くつろぎの場**となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- エ 子どもが人と**関わる力**を育てていくため、**子ども自ら**が周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

## 実践!!

例えば、子ども自らが環境に関わり、( )に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

という具合に( )に入る語句を選択する問題に対して仮に暗記していた言葉を忘れてしまったとしても、直前の「子ども**自ら**が環境に～」の「**自ら**」という言葉に対応するもの → **自発的**を選ぶことができれば、丸暗記をしなくても得点につなげることが可能です。

## 理解のポイント

子どもが自ら関わりたくなるような魅力的な環境を構成するには子どもと環境の**相互作用**を念頭におく必要があります。保育所での学びは小学校以降の学習と異なり、遊び・生活そのものの中に学びが埋め込まれているため、子どもが自発的に遊びたくなる・関わりたいくなるような環境となるよう計画、工夫することが求められます。

## (5) 保育所の社会的責任

★★★★★ check     

- ア 保育所は、子どもの**人権**に十分配慮するとともに、子ども一人一人の**人格**を尊重して保育を行わなければならない。
- イ 保育所は、**地域社会**との交流や連携を図り、**保護者**や地域社会に、当該保育所が行う**保育の内容**を適切に**説明**するよう努めなければならない。
- ウ 保育所は、入所する子ども等の**個人情報**を適切に取り扱うとともに、保護者の**苦情**などに対し、その**解決**を図るよう努めなければならない。

## 理解のポイント

- (1) 保育所では個人情報の記載された書類やファイルを人目に触れる場所に保管しないこと、保育所以外の他の団体、機関と連携が求められる際には**当事者である保護者の了解を得てから**子どもや保護者の資料や情報を共有することなどが求められます。
- (2) 「児童福祉法第18条の22」には何が書いてあるのか？  
「保育士は、**正当な理由**がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。**保育士でなくなった後においても**、同様とする」  
と、守秘義務について記載されています。保育士でなくなった後も求められるという点に、注意しましょう。
- (3) **正当な理由があるのはどんな場合か？**  
子どもを虐待や不適切な養育から助け出す必要がある場合です。児童相談所への通告などがこれに当たります。

notes notes 